

学会賞表彰規則

2024年12月7日 制定

第1章 総則

第1条 日本マングローブ学会（以下、本学会）の会則第14条により本規定を設ける。

第2条 本規定による学会賞の種類は、優秀口頭発表賞ならびに優秀論文賞の2種とする。

第2章 優秀口頭発表賞

第1条 本賞は、本学会年次大会において筆頭著者として口頭発表を行った学会員のうち、若手研究者（博士あるいは修士の学位取得後5年未満の学会員）もしくは現役学生を対象とし、発表内容が特に秀逸と評価された1件に授与する。

第2条 発表内容の審査は、研究の新規・独創性、発展性、ならびに質疑応答内容により、点数制で評価する。

第3条 本賞の選考は、優秀口頭発表賞選考委員会（以下、発表賞委員会）が行い、その長は年次大会委員長が併任するものとし、またその委員は、委員長が年次大会の参加者から適任者を数名選択し、委任する。

第4条 本賞の審査を希望する発表者は、その旨を大会参加申込書に示すとともに、若手研究者であることを証明する書類（コピー可）を当該年次大会に持参する。

第5条 奨励賞委員会の委員長は、本賞審査希望の発表がすべて終了した後に審査会を開催し、授賞者を決定する。

第6条 本賞受賞者には、原則として、年次総会において、本学会会長が当人に賞状を授与するとともに、授賞対象口頭発表の発表者名とタイトルを本学会ホームページに掲載する。

第3章 優秀論文賞

第1条 本賞は、本学会が発行する学会誌 Mangrove Science に、選考年度を含めた過去2年間に掲載された総説及び原著論文のうち、特に秀逸と評価された1編に授与する。ただし、選考対象論文が5編未満の時は、上記対象期間を延長することがある。

第2条 論文内容の審査は、独創性、革新性、及び社会的波及効果の観点から評価する。

第3条 本賞の選考は、優秀論文賞選考委員会（以下、論文賞委員会）が行う。

第4条 論文賞委員会の委員長と委員は、それぞれ、本学会学会誌編集委員長と委員が兼任する。

第5条 論文賞委員会は、年次大会役員会までに選考委員会を開催した後、授賞候補の有無をその理由とともに役員会に報告し、役員会は選考委員会報告の妥当性を審議する。授賞は、役員会出席者総数の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第6条 本賞受賞者には、原則として、年次総会において、本学会会長が当人に賞状を授与するとともに、授賞対象論文の著者名とタイトルを本学会ホームページに掲載する。